

会 員 各 位

定款細則等の改定について

社団法人日本形成外科学会  
理事長 平野 明喜

2011年4月14日の通常総会にて定款、定款細則、評議員選挙施行細則、専門医制度細則の一部が改定されましたので、ご報告申し上げます。

改定後

改定前

<p>※事務局移転にあたり、住所変更をすることになったため。また、新法施行に伴い文言変更を文部科学省より指摘されたため。</p> <p><b>社) 日本形成外科学会定款</b></p> <p>第1章 総 則 (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、事務所を<u>東京都新宿区大久保2丁目4番12号</u>におく。</p> <p>第3章 会 員 (会員)</p> <p>第6条 この法人の会員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員：医師または医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 名誉会員：この法人に対して特別功勞のあった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会で承認された者</p> <p>(3) 特別会員：この法人に対して顕著な功績があった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会で承認された者</p> <p>(4) 外国<u>連絡</u>会員 (Corresponding Member)：この法人と海外の学会との関</p>	<p><b>社) 日本形成外科学会定款</b></p> <p>第1章 総 則 (事務所)</p> <p>第2条 この法人は、事務所を<u>東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地</u>におく。</p> <p>第3章 会 員 (会員)</p> <p>第6条 この法人の会員は次のとおりとし、<u>正会員をもって民法上の社員</u>とする。</p> <p>(1) 正会員：医師または医学研究者でこの法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 名誉会員：この法人に対して特別功勞のあった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会で承認された者</p> <p>(3) 特別会員：この法人に対して顕著な功績があった者で理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会で承認された者</p> <p>(4) 外国会員 (Corresponding Member)：この法人と海外の学会との関連を</p>
--	---

<p>連を密にするため、海外の形成外科医の中から理事会が推薦し理事会、評議員会の議を経て総会で承認された者</p> <p>(5) 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助する個人または法人</p> <p>(入会)</p> <p>第 7 条 この法人の会員になろうとする者は当該年度の会費および入会金を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、<u>特別会員</u>、<u>外国会員</u>に推薦された者は、入会の手続を要せず、第 6 条の手続を経、かつ本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>(入会金および会費)</p> <p>第 8 条 この法人の入会金及び会費は<u>総会の議決</u>によって別途定めるものとする。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 9 条 会員は次の理由によって、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p><u>(2) 死亡し、もしくは失踪宣告をうけ、または法人が解散した時</u></p> <p><u>(3) 除名された時</u></p> <p>第 13 条 理事および監事は、総会で選任する。理事は、<u>互選</u>で理事長および常務理事を定める。</p> <p>2. 理事の選任に当たっては、理事のいずれ</p>	<p>密にするため、海外の形成外科医の中から理事会が推薦し理事会、評議員会の議を経て総会で承認された者</p> <p>(5) 賛助会員：この法人の目的、事業を賛助する個人または法人</p> <p>(入会)</p> <p>第 7 条 この法人の会員になろうとする者は当該年度の会費および入会金を添えて所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、外国会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、第 6 条の手続を経、かつ本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>(入会金および会費)</p> <p>第 8 条 この法人の入会金及び会費は別途定めるものとする。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 9 条 会員は次の理由によって、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p><u>(2) 禁治産もしくは準禁治産の宣告を受けた時</u></p> <p>(3) 死亡し、もしくは失踪宣告をうけ、または法人が解散した時</p> <p>(4) 除名されたとき</p> <p>第 13 条 理事および監事は、<u>評議員会で選出した候補者の中から</u>、総会で選任する。理事は、<u>互選</u>で理事長および常務理事を定める。</p> <p>2. 理事の選任に当たっては、理事のいずれ</p>
--	--

か一人およびその親族、その他特別の関係のある者の合計数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務ならびに財産および会計に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) この法人の財産および会計の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産および会計の状況または業務の執行について不整の事実を発見した時は、これを理事会、総会および文部科学大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため、必要がある時は、理事会または総会を招集すること

(評議員の選出)

第19条

3. 評議員の選任に当たっては、役員のうち一人と親族その他特別の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

第4章 役員・評議員および職員

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため事務局および必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

3. 職員は有給とする。

第5章 会議

(評議員会)

第24条 評議員会は毎年1回理事長がこれを招集する。

か一人およびその親族、その他特殊の関係のある者の合計数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを理事会、総会および文部科学大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため、必要がある時は、理事会または総会を招集すること

(評議員の選出)

第19条

3. 評議員の選任に当たっては、役員のうち一人と親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

第4章 役員・評議員および職員

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

3. 職員は有給とする。

第5章 会議

(評議員会)

第24条 評議員会は毎年1回理事長がこれを招集する。

<p>2. <u>評議員会は理事長の諮問に応じ、この定款に定めるもののほか、次の事項について助言する。</u></p> <p>(1) <u>名誉会員、特別会員、外国連絡会員の選任</u></p> <p>(2) 事業計画および収支予算についての事項</p> <p>(3) 事業報告および収支決算についての事項</p> <p>(4) 基本財産についての事項</p> <p>(5) 長期借入金についての事項</p> <p>(6) <u>第2号、第4号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項</u></p> <p>(7) 定款の変更についての事項</p> <p>(8) 解散についての事項</p> <p>(9) 残余財産の処分についての事項</p> <p>(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>3. <u>第22条第1項ただし書および第2項、前条第1項の規定は評議員会についてこれを準用する。</u></p> <p>この場合において前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>4. <u>評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。</u></p> <p>(総会の招集)</p> <p>第26条 通常総会は毎年1回、<u>事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が招集する。</u></p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第28条 総会は、この定款に定めるものの</p>	<p>2. <u>評議員はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。</u></p> <p>(1) <u>名誉会員および外国会員の選任</u></p> <p>(2) 事業計画および収支予算についての事項</p> <p>(3) 事業報告および収支決算についての事項</p> <p>(4) 基本財産についての事項</p> <p>(5) 長期借入金についての事項</p> <p>(6) <u>第1号、第3号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項</u></p> <p>(7) 定款の変更についての事項</p> <p>(8) 解散についての事項</p> <p>(9) 残余財産の処分についての事項</p> <p>(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>3. <u>第22条第1項ただし書および第2項、前条の規定は評議員会についてこれを準用する。</u></p> <p>この場合において前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第26条 通常総会は毎年1回、<u>会計年度終了後3ヶ月以内に理事長が招集する。</u></p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第28条 総会は、この定款に定めるものの</p>
---	---

<p>ほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画および収支予算についての事項</p> <p>(2) 事業報告および収支決算についての事項</p> <p>(3) <u>財産目録、貸借対照表および正味財産増減計算書</u>についての事項</p> <p>(4) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(総会の定足数等)</p> <p>第 29 条 総会は、正会員現在数の<u>過半数以上</u>が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および<u>正会員</u>を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。</p> <p>2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の<u>過半数以上</u>を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員への通知)</p> <p>第 30 条 総会の議事の要領および議決した事項は、<u>全会員</u>に通知する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 31 条 すべての会議には、議事録を作成し、議事および<u>当該会議において選出された</u>出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。</p> <p>第 6 章 資産および会計</p> <p>(基本財産の処分の制限)</p> <p>第 35 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担</p>	<p>ほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画および収支予算についての事項</p> <p>(2) 事業報告および収支決算についての事項</p> <p>(3) <u>財産目録および貸借対照表</u>についての事項</p> <p>(4) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(総会の定足数等)</p> <p>第 29 条 総会は、正会員現在数の<u>過半数</u>が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および<u>会員</u>を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。</p> <p>2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の<u>過半数</u>を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員への通知)</p> <p>第 30 条 総会の議事の要領および議決した事項は、<u>会員</u>に通知する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 31 条 すべての会議には、議事録を作成し、議事および出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。</p> <p>第 6 章 資産および会計</p> <p>(基本財産の処分の制限)</p> <p>第 35 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担</p>
--	--

保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事現在数および正会員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会および総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第38条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額がある時は、理事会および総会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会現在数および総会現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ

保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある時は、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会、評議員会および総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第38条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会、評議員会および総会の承認を受けて毎会計年度終了後3ヵ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金がある時は、理事会、評議員会および総会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入れをしようとする時は、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を

<p>文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第40条 第35条ただし書きおよび前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとする時は、<u>理事会及び総会の議決</u>を経なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第41条 この法人の<u>事業年度</u>は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。</p> <p>第7章 定款の変更および解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第42条 この定款は、<u>理事現在数および正会員現在数の4分の3以上の議決</u>を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第43条 この法人の解散は、<u>理事現在数および正会員現在数各々の4分の3以上の議決</u>を経、かつ、文部科学大臣の<u>許可</u>を受けなければ変更することができない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第44条 この法人の解散に伴う残余財産は、<u>理事現在数および正会員現在数各々の4分の3以上の議決</u>を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>第8章 補則</p> <p>(書類および帳簿の備付等)</p>	<p>受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第40条 第35条ただし書きおよび前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとする時は、<u>理事会、評議員会及び総会の議決</u>を経なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第41条 この法人の<u>会計年度</u>は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。</p> <p>第7章 定款の変更および解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第42条 この定款は、<u>理事現在数、評議員現在数および正会員現在数の3分の2以上の議決</u>を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第43条 この法人の解散は、<u>理事現在数、評議員現在数および正会員現在数の4分の3以上の議決</u>を経、かつ、文部科学大臣の<u>認可</u>を受けなければ変更することができない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第44条 この法人の解散に伴う残余財産は、<u>理事現在数、評議員現在数および正会員現在数各々の4分の3以上の議決</u>を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>第8章 補則</p> <p>(書類および帳簿の備付等)</p>
--	--

第 45 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えた時は、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類および帳簿

2. 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号および第 9 号から第 12 号までの書類は永年、同項第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号および第 13 号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3. 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 9 号から第 12 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

第 45 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えた時は、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類および帳簿

2. 前項第 1 号から第 5 号までおよび第 7 号の書類は永年、同項第 6 号帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号から第 10 号までの書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

(細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会、評議員会および総会の議決を経て別に定める。



※会員資格喪失者の再入会を認めるため。

**社) 日本形成外科学会定款細則**

**【追加】**

**第7章 会員資格喪失後の再入会について**

第15条 会員資格の喪失に際して特別の理由が有る場合は、総会においてその会員に弁明の機会をあたえるものとする。また、会員資格喪失後に再入会を希望し理事会で認められた場合は、以前の会員履歴は抹消するものとする。

※評議員の死去などに伴う、評議員の次点者繰上げについて反映するため。

**社) 日本形成外科学会評議員選挙施行細則**

**第4条 (選挙権および被選挙権)**

選挙権および被選挙権は選挙の行われる前の年の前年の6月30日までにその年度の会費を納入した日本形成外科学会専門医または継続して会員歴8年以上の正会員に限りこれを有する。

※専門医資格喪失者の再認定の取り扱いについて再確認したため。

**社) 日本形成外科学会専門医制度細則**

**第30条 (再認定)**

正会員資格喪失あるいは専門医の資格を返上したものが、再び専門医の資格を取得するには、第4章の申請資格および第5章の認定方法による。

**第4条 (選挙権および被選挙権)**

選挙権および被選挙権は選挙の行われる前の年の前年の6月30日までにその年度の会費を納入した日本形成外科学会専門医または会員歴8年以上の正会員に限りこれを有する。

**第30条 (再認定)**

専門医の資格を執行した者が、再び専門医の資格を取得するには第21条および第23条の規定による。ただし学会退会、学会費滞納による正会員資格喪失および専門医の資格を返上したものが、その資格の再取得を希望する場合には、理由書を専門医生涯教育委員会に提出することにより、第21

	<u>条の</u> 手続きならびに <u>認定審査を免除され</u> <u>ることがある。</u>
--	--